

県南広域振興局長告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成19年10月16日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		指定年月日
	名 称	所在地	
小田島 道利	ゆもと鍼灸整骨院	花巻市大畑3地割247	平成19年9月25日
佐藤 清治	大和接骨院	北上市常盤台一丁目20番1号	〃
佐藤 大介	大和接骨院	北上市常盤台一丁目20番1号	〃
鈴木 安信	桜町整骨院	一関市字二本木19番地3	平成19年9月18日